

運輸安全マネジメント 情報公開

名古屋東部陸運株式会社（以下、当社）は、運輸安全マネジメントに取り組み、
輸送の安全性向上に努めます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 当社は全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ② 当社はPDCA（計画・実施・評価・改善）を実践する事により、
輸送の安全に関する継続的な向上を図ります。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び
安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。
→当社車両にはデジタルタコグラフ、ドライブレコーダーを全車搭載し、
教育指導に活用しております。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
→トップ層による社内点検を年1回実施しており、
都度、是正対応を実施しております。
- ④ 輸送の安全に関する情報連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、
共有します。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、
これを適確に実施します。
- ⑥ 当社は、グループ会社、協力会社と連携し、輸送の安全性向上に努め、
各社の安全確保を阻害するような行為を行いません。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

目標及び達成状況

自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

年度	重大事故	事故分類						
		転覆	転落	火災	踏切	死傷	危険物	健康障害
2016年	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2017年	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2018年	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2019年	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
2020年	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※年度は4月～3月までのカウントとする。

※2020年度の自動車事故報告規則に関する事故は0件。

4. 輸送の安全に関する計画

※別紙 2021年度 年間計画参照

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

① 安全衛生職場会（月1回：各部署にて実施）

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

【国土交通省告示第1366号】

一般的指導及び監督の指針（12項目）に基づく教育の実施

② 新入社員研修（入社都度）

座学：一般的指導及び監督の指針(12項目)、KYトレーニングなど・・・15時間以上

実技：乗務教育・・・20時間以上(初任運転者)

③ 適性診断：一般診断（3年/回）

・2018年度全社にて実施。（次回、2021年実施予定）

・初任診断：入社時に実施 ・その他診断：事故発生等に応じて実施

④ 安全講話（年1回：5月）

・有識者による事故防止に向けた安全講話

2020年：コロナにより中止、2019年：交通評論家、交通

2018年：交通心理士、2017年：愛知県トラック協会

⑤ その他実技教育（都度）

リフト道場（豊田営業所）、トラック添乗指導

6. 安全統括管理者

安全車両本部長 柘植光宏

（常務取締役）

7. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

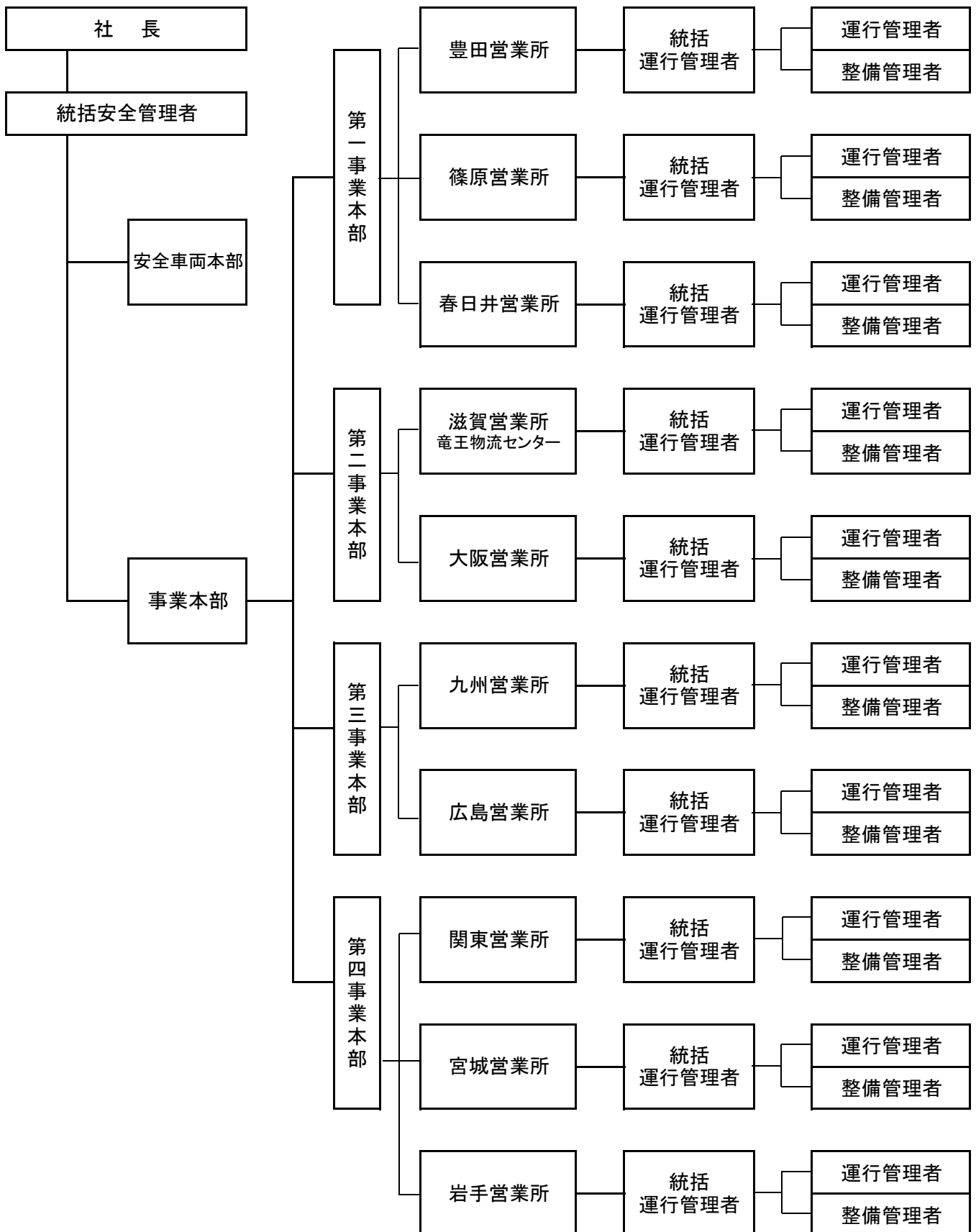
① 安全に関する情報については、中央安全衛生委員会にて情報を開示し、

所属長、安全委員を通じて、安全衛生職場会にて、全従業員に周知を行う。

② 緊急を要する情報については、都度、安全車両本部より情報をメール、

社内便等で所属長に情報開示を行い、各部署にて全従業員に周知を行う。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

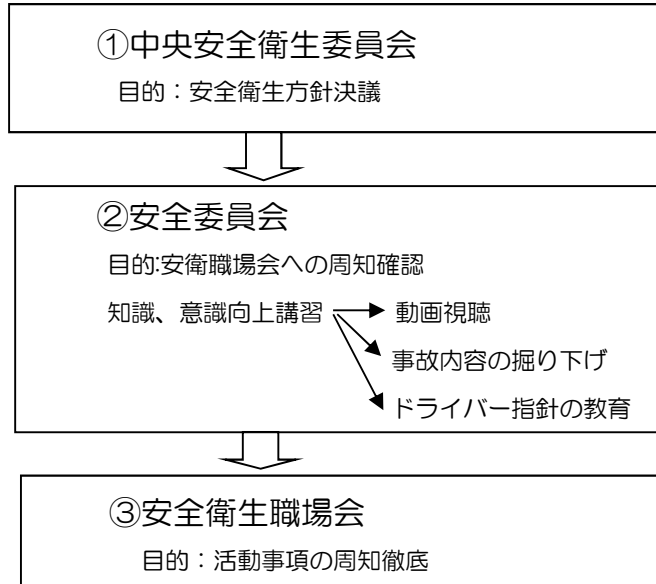


活動内容		実施部署	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
方針の徹底	① 中央安全衛生委員会の開催 (○は開催、◎は開催間隔)	安全衛生委員長事務局(安全車両本部)	計画 実績	○	書面	○	○	書面	○	○	○	○	○	○	○	・内容の充実(常規所活動紹介) ・5月、8月は書面開催	
	② 安全委員会の開催 (○は開催)	安全委員長事務局(安全車両本部)	計画 実績	○	書面	○	○	書面	○	○	○	○	○	○	○	・安全委員会の位置づけ明確化 ・安全衛生職場会への周知事項の徹底(周知状況の確認) ・委員の自己研鑽	
	③ 安全衛生職場会の開催 (○は開催後通月)	各部署	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・国土交通省12の重点指針の周知展開 ・業務の差別に左右されず計画的な開催	
	④ 安全衛生方針の表明、目標設定	中央安全衛生委員会事務局(安全車両本部)	計画 実績	○											○	・年度安全衛生基本方針、目標の設定	
未然防止	① 現地パトロール	安全車両本部メイ117各部署	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・現地現物にて不安全行動を指摘し、フォロー	
	② リフト教育(通年)	各部署 安全車両本部	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・新入社員教育 ・事故惹起者への再発防止教育	
	③ 点呼のレベルアップ (コミュニケーション強化:安全・健康について聴く・伝える)	各部署 安全車両本部	計画 実績		○		○		○講習会		○				○講習会	・点呼者研修会の開催 ・各所点呼場の相互確認	
	④ 液漏れ対策(未然防止、日常管理、漏れ発見時の対応)	各部署 安全車両本部	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・年間を通し安全衛生職場会にて座学・実技講習を実施。	
	⑤ ヒヤリ/ハット体験の活性化 「危険箇所/危険行動」の事前確認と未然防止	各部署 安全車両本部	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・創設工六との活動統一 ・提案に対し応える活動	
	⑥ ドラコン活動の推進	各部署 安全車両本部	計画 実績		○	○	○(社内大会)		○	○(県大会)							・安全教育に繋がるドライバーコンテストへ ・全国大会出場を目指す
	⑦ トップ点検の開催	安全車両本部各部署	計画 実績	九州(営)	広島(営)	関東(営)				宮城(営) 若手(営)	豊田(営) 豊田BC	徳島(営) 春日井(営)	滋賀(営)	大阪(営)		・運輸安全?の内部監査を意識した点検へ ・トップより現地・現物での職場環境指導を受け、より安全な職場環境へ改善(コロナ感染状況を見極め実施判断)	
	⑧ 自社、協力会社の統一した評価と指導(◎は評価月)	各部署 安全車両本部	計画 実績							◎						◎	・レベルアップに繋がる展開と指導 ・9月:上期評価、3月下旬評価
再発防止	① 現地現物での原因追究と対策フォローを実施	各部署 安全車両本部	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・協力会社も含めた現地現物での事故発生原因の追求、対策の立案。	
	② 事故惹起者へのフォロー徹底	各部署 安全車両本部	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・リフト道場を活用した教育 ・選考場への対応検討、受講者基準の明確化	
全員参加の活動	① 事故撲滅特別月間の実施	全社	計画 実績	○						○					○	・63期事故多発月間を対象月とする ・各部署自主活動 ・安全推進隊電付走行等	
	② 東部安全の日立哨(全員参加)	全社	計画 実績	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	・スタッフ、職制全員参加の立哨 ・車両点検の実施を確認 ・幌プザー/ランプの確認 *10月は車両自主点検	
	③ 安全作品・安全標語の募集	安全車両本部各部署	計画 実績					○作品募集						○標語募集		・重点テーマを決め、ポイントを絞った展開 ・8月:安全作品・2月:安全標語	
健康文化の推進	① 健康文化のレベルアップ (健康推進優良法人に向けた取り組み強化)	全社	計画 実績	○	活動レベルアップ				○宣言		○認定申請				○認定	健康推進優良法人の機能認定へチャレンジ(フライト500取得)	
	② 健康管理(数値)による「健康面からの事故防止活動」	全社	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	定期的に安全車両本部より改善状況のフォロー	
	③ 健康診断の受診率100% 2次検診受診率100%	全社	計画 実績		○	2次検診フォロー					○	2次検診フォロー				2次検診100%受診フォロー	
	④ 成人病の早期発見推進 (40歳以上:糖尿病検査、脂・心臓ドック、女性:がん検診)	全社	計画 実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○脳ドック、心臓CT、女性がん検診の推進 ○糖尿病がん検診100%受診 →受診フォロー
	⑤ 季節毎の健康管理フォロー (コロナ対策・熱中症対策・インフルエンザ対策)	安全車両本部各部署	計画 実績	※							◎						※コロナ対策(通年) ○夏季における熱中症対策の実施 ◎冬季におけるインフルエンザ予防接種の100%接種
	⑥ ストレスチェック制度の運用	安全車両本部各部署	計画 実績		○	高ストレス者フォロー											・5月実施 7月以降高ストレス者フォロー徹底

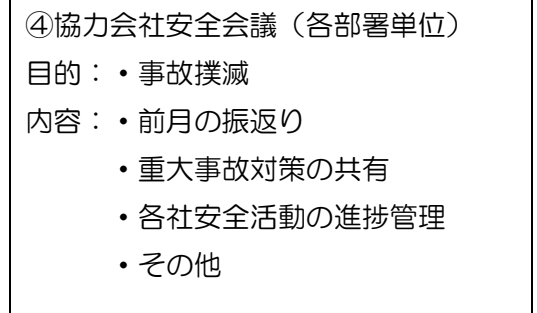
64期 安全衛生会議体

2021年4月1日付
名古屋東部陸運株式会社

1) 社内会議



2) 社外会議（協力会社含む）



3) 各種会議体詳細

NO	会議名	期日	出席者	責任者/担当者
①	中央安全衛生委員会	1回/月	本部長以下役員、 室・所長、安全委員	総括安全衛生管理者 安全車両本部
②	安全委員会	1回/月	安全委員	安全車両本部長 安全車両本部
③	安全衛生職場会	1回/月	各職場全社員	担当役員/室・所長
④	協力会社安全会議	1回/2ヶ月	該当部署、協力会社管理者	担当役員/所長、センター長

安全管理規程

名古屋東部陸運株式会社

2018年4月1日

【 目次 】

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は当社のトラック事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- (6) 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- (7) 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- (2) 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (3) 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- ①安全統括管理者
- ②運行管理者
- ③整備管理者

④その他必要な責任者

(1) 所属長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、室・所員を統括し、指導監督を行う。

(2) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、貨物運送事業安全規則第2条の6で定める要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

選任要件

- ① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務。
- ② 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務。
- ③ ①又は②に掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務。
- ④ ①、②、③のいずれかに通算して3年以上従事した経験を有するか、それと同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

(1) 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

(2) 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

(3) 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

(1) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(1) 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

(1) 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

(1) 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置、又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

(2) 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録については、当社グループウェアにて年度ごと保存を行い、保存期間は10年とする。

附則 本規程は平成30年4月1日より実施する。